

整理番号	消防－法不－102
------	-----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	貯蔵施設等の許可取消又は使用停止命令
概要	市長は、貯蔵施設若しくは特定供給設備の設置の許可を受けた者又は充填事業者が、法令の規定に違反したときは、その貯蔵施設、特定供給設備若しくは充填設備の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の7 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の7 第1項 都道府県知事は、第36条第1項の許可を受けた者又は充填事業者が次の各号の1に該当するときは、その貯蔵施設、特定供給設備若しくは充填設備の許可を取り消し、又はその貯蔵施設、特定供給設備若しくは充填設備の使用の停止を命ずることができる。 1 第16条第3項、第16条の2第2項又は第37条の5第3項の規定による命令に違反したとき。 2 第37条の2第1項（第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。 3 第37条の3第1項（第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の完成検査を受けずに、貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備を使用したとき。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	